

標準委員会 発電炉専門部会 定期安全レビュー分科会

第1回 (P6Ph2SC1) 議事録

日 時： 2007年12月18日(火) 13:30 ~ 17:00

場 所： 日本原子力技術協会 A、B会議室

出席者： 平野主査 (JAEA)、岡本副主査 (東大)、成宮幹事 (関電)、上野委員 (MRI)、
及川委員 (JAEA)、大橋委員 (中部電)、奥田委員 (原電)、河井委員 (原技協)、
小林委員 (JNES)、高野委員 (慶大)、田畑委員 (関電)、古橋委員 (東電)、
前田委員 (保安院)、三浦委員 (JNES)、持丸委員 (保安院)

常時参加者： 赤間 (東北電)、大家 (関電)、武田 (名畑の代理) (北海道電)、
矢尾板 (鞍本の代理) (電発)、小武守 (中国電)、萩原 (森下の代理) (九電)、
吉田 (四電) (敬省略)

オブザーバー： 秋月 (JNES)、柴田 (原技協)、藤田 (NEL) (敬省略)

配付資料：

P6Ph2SC1-1 前回の議事録 (案)

P6Ph2SC1-2 海外における PSR 報告書の事例 (英国サイズウェル B)

P6Ph2SC1-3-1 組織風土劣化防止の取組みの評価に関する記載案

P6Ph2SC1-3-2 「原子力安全文化の在り方に関する検討会」における原子力事業者が考慮す
べき安全文化の課題及び評価に関して

P6Ph2SC1-3-3 IAEA 安全基準シリーズにおける安全文化に関する要求事項及び指針

P6Ph2SC1-4 PSR 標準を活用した事業者からの意見について

参考資料

P6Ph2SC1-参考1 定期安全レビューの基本的要求事項の検討について

P6Ph2SC1-参考2 P S R 分科会処理の解明

議事及び主な質疑応答：

(1) PSR 分科会の処理について

原子力学会事務局の代理として成宮幹事より、原子力学会における PSR 分科会の処理状況の説明がなされた。引き続き、退任委員の報告、再任委員及び委員長の確認、前回会合を準備会とすることの確認、前回会合の資料番号の変更確認がなされた。これに関して委

員からの異議はなかった。

(2) 出席者確認・資料確認

成宮幹事より、出席者数を確認し全委員数 15 名のうち 15 名が出席しているため、本分科会の定足数を満たすことが確認された。議事次第に基づき配布資料の確認を行なった。

(3) 前回議事録（案）の確認

成宮幹事より、資料 P6Ph2SC1-1 を使用して議事録案の確認がなされた。委員からの意見はなく、議事録として承認された。

(4) 定期安全レビューの基本的要求事項の検討について

持丸委員より、保安院における定期安全レビューの基本的要求事項の検討状況について説明があり、質疑応答がなされた。

この中で、PSR は大きな品質保証の枠組みでなされるが保安規定に基づく品質保証計画とは別のツールであること、PSR の結果を毎年度の品質保証計画に反映すること、運転経験や最新知見の反映など事業者の自主的な取組みに着目すること、最新知見は技術基準となっていないものであっても取り入れていくこと、中長期的な視点からレビューすること、が重要な視点として確認された。

また、国の基本的要求事項は、ここで紹介のあった方向性を踏まえて 12/27 の総合予防保全 WG で提示される予定で、それを次回の分科会でも紹介してもらうことが確認された。

(5) 海外における PSR 報告書の事例について

上野委員より、P6Ph2SC1-2 を使用して海外における PSR 報告書記載の事例について説明があり、質疑応答、議論がなされた。

紹介された事例の報告書自体は非公開であるため、仕様化検討のパーツとして活用すること、この報告書をレビューした NII の報告書は公開なので必要に応じて参考にしていくことが確認された。また、英国では P S R を許認可のプロセスの中で最新の安全基準との比較をするものとして位置づけているので日本と考え方が異なること、P S R 報告書の第三者評価の実施、P S R 報告書での高経年化の取扱い、P S R と品質保証の関係などが質疑応答された。

(6) 組織風土劣化防止の取組みの評価に関する記載案等について

上野委員より、P6Ph2SC1-3-1、P6Ph2SC1-3-2、P6Ph2SC1-3-3 を使用して組織風土劣化防止の取組みの評価に関する記載案等について説明があり、質疑応答、議論がなされた。

最初に、改訂案が議論を踏まえて提示されていないことが不適當であるとする意見があり、提示された改訂案は議論のための参考情報として位置づけることが確認された。

また、組織風土と安全文化の考え方が混同されているとの意見があり、国のガイドラインを出発点として学会としてどう理解すべきかを議論し、合意した事項を学会標準として記載すべきであることが確認された。

PSR 標準の改訂方針として、PSR は事業者の自己評価であることから、規制として事業者の組織風土劣化防止をどうみるか（国のガイドライン、JNES 技術資料集）を横目で見つつも、自己評価をどのように実施するかという視点が重要との意見があった。その際、現在までに事業者が実施してきた組織風土の自己評価例を現状認識し、そのうえで PSR の長期的視点を加えるのが重要であり、事業者の自己評価例を紹介してもらうことが確認された。また、国が事業者の組織風土を評価した結果や JNES の経験も紹介してもらうことが確認された。

保全プログラムに基づく新しい検査制度の中で安全文化を規制側が評価するガイドライン等が作成されているので、自己評価と規制評価の違いを理解したうえで、これらも見据えながら標準を改訂していくべきである、PSR の目的にある中長期的な視点からのレビューという観点も必要である、等の意見があった。

(7) PSR 標準を活用した事業者からの意見について

成宮幹事より、P6Ph2SC1-4 を使用して PSR 標準を活用した事業者からの意見について説明があり、項目ごとに質疑応答、議論がなされた。

事業者の意見の中に PSR で見る最新知見反映の対象範囲を明確にして欲しいとの意見があることに対して、先ほど紹介のあった保安院の基本的要求事項の「技術基準となっていないものであっても取り入れていく」との方針と異なる、保安検査を受ける現場としてはある程度の目安が必要だ、第三者機関が共通のデータベースを定期的に更新してはどうか、などの意見があった。

また、事業者の意見の中に発電所共通のものは省略しても良いことにして欲しいとの意見があることに対し、法律はプラント毎に PSR を要求しているが、無駄の削除を原則に PSR 標準の中で取扱いを記載すれば対応可能であることが確認された。

(8) 今後の審議予定について

成宮幹事より、基本的要求事項を具体的にしたドラフトを基に議論したほうが良いことから、この作業を優先し、次回の分科会は 1 月下旬から 2 月上旬あたりにしたいとの提案があり了承された。日程調整は早めに行うこととなった。

以 上